

「ちばエコ農産物」栽培のために！

(品目別栽培カード④)



ほうれんそう・春どり栽培

千葉県農林水産部

1 認証基準

ほうれんそう・春どり栽培の認証基準は、化学合成農薬の使用成分回数が3回以下、化学肥料使用量（窒素成分量）が6kg/10a以下です。

また、堆肥の施用は、2,000kg/10aが目安量とされています。（表1）



▲ ちばエコほうれんそうの生育

表1 ちばエコ農産物認証基準における農薬の上限回数と窒素成分の上限量
(ほうれんそう・春どり栽培)

(平成17年3月現在)

作 型	上 限 量		堆肥施用の目安量 (kg/10a)	収穫期
	化学合成農薬 (使用成分×回数)	化学肥料使用量 (窒素成分kg/10a)		
春どり	3	6	2,000	3~5月

1 病虫害防除

ちばエコ農産物の認証基準に適合した薬剤防除例を表2に示します。認証基準となる化学合成農薬使用回数で防除を行うためには、問題となるモザイク病、べと病、コナダニ、タネバエ、アブラムシなどの病虫害の特徴を理解し、適切な対応をすることが重要です。抵抗性品種の導入、被覆資材などによる物理的防除、それぞれの発生をよく観察した適期防除を行うことが重要です。

●連作を避けます。

土壌病害やコナダニ類の発生が予想される場合は、特に連作を避けます。

●べと病抵抗性品種を選定します。

べと病にはいくつかのレースが知られています。千葉県でも新しいレースによる被害が発生します。品種選定に際しては、多くのレースに抵抗性をもっている品種を選びます。べと病に対してはビスダイセン水和剤（2葉期まで）、アリエッティ水和剤（前日まで）などの登録薬剤があります。いずれも高い防除効果は期待できません。

●モザイク病の病原ウイルス(CMV、BBWVなど)は周辺雑草に寄生している可能性があるため、できるだけ除草に努めます。

●アブラムシ防除のために寒冷紗(サンサンネット等)で被覆します。

特に有翅アブラムシはモザイク病を媒介するので防除を徹底します。被覆資材による飛来の防止はモザイク病の予防として極めて有効です。

●は種時にタネバエの防除としてダイアジノン粒剤5を6kg/10a、作条に土壌混和します。

●アブラムシの発生が認められたらアドマイヤーフロアブル(前日まで)の4,000倍液またはアグロスリン乳剤(7日前まで)の2,000倍液を散布します。

●ハスモンヨトウが発生したらゼンターリ顆粒水和剤(前日まで。BT剤は、ちばエコでは化学合成農薬に含めない)の1,000倍液を散布します。

無被覆のほうれんそう（手前）は、アブラムシ伝搬性のモザイク病等で生育が不良となっているが、寒冷紗被覆内のほうれんそうは順調に生育している。



被覆資材によるちばエコほうれんそう栽培 ▶

表2 ほうれんそう・春どり栽培のちばエコ農産物認証基準に適合した農薬防除例

月	旬	主要作業	農薬名	希釈倍数	対象病害虫	備考
3月	中旬	は種	ダイアジノン粒剤5	6kg/10a	タネバエ	
4月	上旬		DDVP乳剤50	1,000倍	アブラムシ類、コナダニ類、ヨトウ	発生に応じて
	中旬		アドマイヤーフロアブル	4,000倍	アブラムシ類、ネギアザミウマ	発生に応じて
	下旬	収穫				
カウント農薬数			3			



▲ ちばエコほうれんそうの箱詰め

2 施肥

ちばエコ農産物の認証基準に適合した堆肥及び肥料の施用例を表3に示します。

ほうれんそう栽培では、現地事例でも有機質肥料主体の施肥が多く、認証基準を達成することは難しいことはありません。ただし、登録名称中に「有機」等が含まれている肥料でも、化学合成由来の窒素を一部に含んでいることが多いので、JAまたは肥料販売業者に問い合わせて、肥料袋裏面にある生産業者保証票を確認し、有機質由来と化学合成由来の窒素の割合を把握しておく必要があります。

なお、本施用例は主要農作物等施肥基準（平成16年、千葉県）に準じて作成しましたが、各ほ場ごとに土壌診断に基づいて施肥量を定めることが望まれます。

表3 ほうれんそう・春どり栽培のちばエコ農産物認証基準に適合した堆肥及び肥料の施用例

区分	製品名	保証成分量 (%)			現物施用量 (kg/10a)	成分施用量 (kg/10a)		
		窒素	リン酸	加里		窒素	リン酸	加里
堆肥	牛糞堆肥				2,000			
基肥	有機アグレット888号	8(4.8)	8	8	120	9.6(5.8)	9.6	9.6
	ようりん		20		40		8	
	苦土石灰				40			
	総施用量					9.6(5.8)	17.6	9.6

注1) () 内は、総窒素のうち、化成肥料由来の窒素成分。

2) 堆肥の原材料は牛糞であり、全窒素量は1.06%、水分は61%である。

☆この「品目別栽培カード」に記載した農薬使用は、平成16年度現地実証試験時点のもので、実際の農薬使用に際しては、ラベルの表示をよく確認するとともに、最新の農薬使用基準を守って使用してください。

- 著 作 千葉県農林水産部農業改良課
千葉県農業総合研究センター
- 編集・発行 千葉県農林水産部生産振興課
- 発行年月 平成17年12月

■ 内容についての問い合わせ先

千葉県農業総合研究センター TEL.043(291)9987
または地域の農業事務所 ※令和元年6月変更